

大震災が社会資本整備計画に及ぼした影響

根本敏則（一橋大学大学院 教授）

国および地方は社会資本整備に関する長期（計画期間 10 年以上）、中期（5 年程度）、単年度ごとの事業計画を策定している。それらの計画は整合性を保つべく相互に参照し合うが、社会経済の状況変化により必要に応じて計画の見直しを行う場合もある。国土形成計画策定後に起こった大震災は、「災害リスクの低減」を社会資本整備で重視すべき目標に格上げした。本稿では大震災後に策定された社会資本整備重点計画をはじめとする関連計画をレビューし、大震災がわが国の社会資本整備計画のあり方を変えたのかを検証する。

1. 社会資本整備計画体系

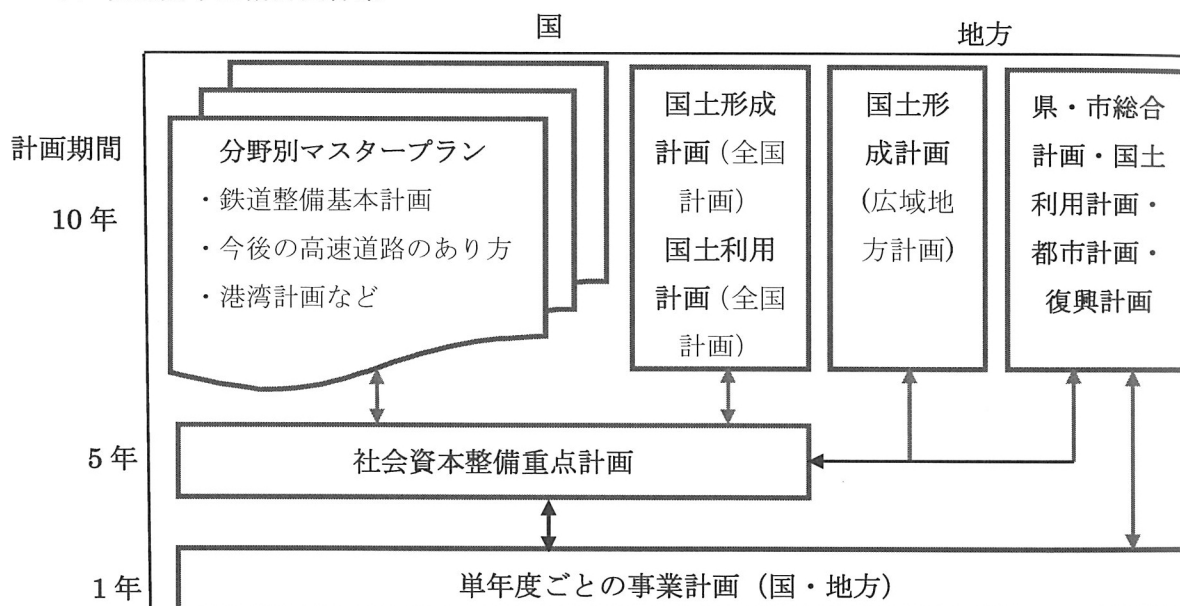


図 社会資本整備の計画体系

2. 「選択と集中」の基準としての災害リスクの低減

社会資本整備重点計画（2012年7月）では「災害リスクの低減」を4つある「選択と集中」の基準の第1番目に位置付け、例えば道路のミッシングリンクの早期解消などを提案。高速道路のあり方検討有識者委員会中間とりまとめ（2011年12月）でも同様の記述あり。過去に実施してきた費用対効果の観点からの選択と集中（例えば、港湾計画では中枢港湾（1995年、4地域指定）、スーパー中枢港湾（2001年、3地域）、国際コンテナ戦略港湾（2010年、2地域）へ絞り込み）との矛盾はないか？それらの総合的な評価は可能か？首都直下地震対応を含め災害リスクの軽減のために追加されたプロジェクトの費用対効果は？

3. 中央集権／地方分権による災害リスクの低減

レベル1（100年に1度程度の発生頻度）の津波災害に備える防潮堤の建設、高台移転地の造成などに、各省庁が様々な条件を付け補助金を交付。市町村にとっては補助金の獲得のために都市基盤整備方針を決める復興計画の策定が不可欠であった。国は全国の災害リスクの低減施策を分担すべき。地方は一括交付金を活用し、まちづくり復興計画に基づき、自らの責任で選択と集中を実施すべき。災害リスクの低減は数ある目標の一つにすぎない。